あなたと市政をつなぐ情報紙

Tanabe Publicity

広報田辺

2020年 No.180

5

令和2年 皐月

広報田辺5月号
令和2年5月1日発行

特集

おうちの中でつくる親子の笑顔

編集・発行　田辺市企画広報課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739（26）9963 FAX 0739（22）5310
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp

ホームページ http://www.city.tanabe.lg.jp/

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

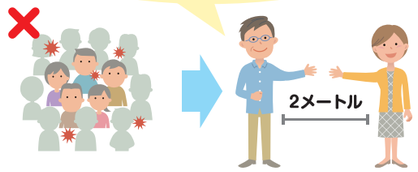

窓やドアを開けこまめに換気を!

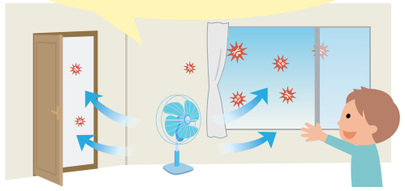

屋外でも密集するような運動は避けましょう!

少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- 多人数での会食は避ける
- 隣と一つ飛ばしに座る
- 互い違いに座る

会話をするときはマスクをつけましょう!

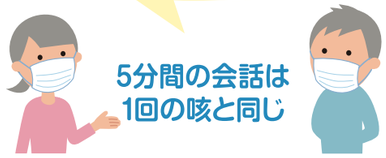

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!

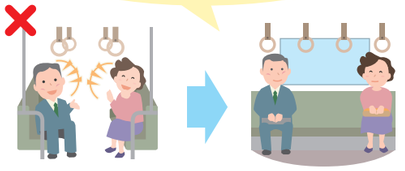

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省　コロナ　検索

■厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653

出典：首相官邸 HP より

こんな方はご注意ください

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者、妊婦、基礎疾患のある方は 2 日以上）続いている、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方は下記へご相談ください。

帰国者・接触者相談センター（田辺保健所）　電話番号：0739-26-7933

新型コロナウイルス感染症の情報を確認しましょう

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、厚生労働省（上記 QR コード参照）や田辺市のホームページをご確認ください。
また、本紙の 6 ～ 7 ページでは、市からのコロナウイルス感染症に関するお知らせを掲載しています。

コロナウイルス感染症に関する田辺市のホームページ
http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koronamatome.html

問合せ / 健康増進課　電話番号：0739-26-4901

講師

高橋 あいか さん

畑﨑 美幸 さん

２０１５年に当教室を開講、１～３歳児を対象にレッスンを行っています。
リトミックは、自分で考える力を付けることができます。自分で考えて判断するといったことが苦手な子供が多いと言われていますが、３歳くらいまでは脳に様々な影響を与えるので、この期間に音楽要素を使って知育的な発達を促しましょう。
子供は集中力が続かないということもあるので、子供が飽きないように、教室では一つのことを３分ずつくらいでしています。音楽を使ったレッスン以外にも絵本や工作などもあります。

レッスンの動画をブログで紹介しているので、各ご家庭でも取り組んでみてください。

『リトスタ nico』で検索！

ブログの QR コード

▼リトミックは、音楽を通して人格を形成する３要素をバランスよく延ばします。

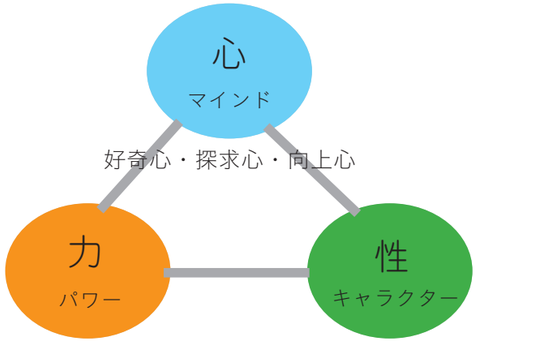

（写真）リトミック教室での様子
※取材時（4 月現在）は休講となっています。

特集
おうちの中でつくる親子の笑顔

新型コロナウイルス感染症の影響で、なかなか外に出れずに気持ちも晴れない日々が続いています。小さいお子さんがいるご家庭では、どうやって過ごそうか困っている方も多いのではないでしょうか。
今回は、お家の中でも一緒に楽しめて、お子さんの成長にもつながる「リトミック」をご紹介します。
こんな時だからこそ、お子さんとコミュニケーションを取りながら楽しく、明るく過ごしてみませんか。

リトミックとは、「音楽に合わせて手遊びや体操」「楽器を鳴らす」など楽しく音楽と触れ合う教育の一つです。音楽のいろいろな要素を使って聴いたことを自分で判断し動きを通して表現することで音感・リズム感・運動能力などの発達を促します。また、親や友達と一緒に身体を動かして音楽を表現することで人との関わりの大切さや考える力、興味を持って取り組むなど幼児期に身に付けたい多くの要素が備わっています。

未来へつながる道 田辺市 JUNCTION TO THE FUTURE

広報田辺　令和２年５月号・目次

02　目次・特集「おうちの中でつくる親子の笑顔」

06　新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

08　トップニュース
令和２年国勢調査の調査員を募集します／国民健康保険税率を改定します　ほか

14　情報ボックス
地域保健福祉推進補助金を交付します／成年被後見人の印鑑登録手続のご案内　ほか

20　相談日程等

22　みんなの広場

26　みんなの彩時記
田辺湾・白浜を一望熊野古道潮見峠越／色んな生き物を発見！元島での自然観察教室　ほか

今月の表紙写真

今月の表紙は、リトミックをしている親子を撮影しました。お出掛けしづらいですが、お家の中でできるので、皆さんも試してみてください。

紙面で使用するマーク等の説明

日…日付・期間
時…時間
休…休館日
場…場所
集…集合
内…内容
対…対象・参加資格等
定…定員
料…料金・費用
持…持ち物
申…申込み・申請方法
問…問合せ
［消印］…消印有効
［先着］…先着順

◇㊗マークには、振替休日等も含みます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊗を除く㊊～㊎の 8 時 30 分～ 17 時 15 分です。毎週㊏は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を 19 時まで延長しています。

教室で行っているレッスンをご紹介します！

ボールリトミック♪

リズムを感じよう

◇音楽に合わせてボールを床にトントンします。
　音楽が止まったらトントンを止めたり、音楽が小さくなったらトントンも小さくしたりします。
※ボールが家にない場合は、楽器を鳴らしたり、手拍子や足踏みでも！

おへんじハアイ♪

ボールの代わりにおもちゃやぬいぐるみを使っても

◇親が「○○ちゃん」とお子さんの名前を呼びながらボールを渡します。
◇お子さんは「ハアイ」と返事をしながらボールを返します。
　できたらたくさんほめてあげましょう！

リズム体操♪

①ボート

おすすめの童謡
ぞうさん、こいのぼり
（3拍子のもの）

「水の上は気持ちいいね」と声を掛けて想像力をかきたてよう

◇向き合って手をつないで、音楽に合わせてボートをこぐように動きます。
　ひざの上にお子さんを乗せてあげても！
　親は疲れますが、おおげさにやればやるほど、子供たちは喜びますよ。

②ひこうき

おすすめの童謡
春が来た、ちょうちょう、
チューリップ

ブンブンとリズムに乗って

◇腕を横に広げて、ひこうきのようにブンブン言いながら動きます。
　腕を親が持ってブンブンしても！

教室に通っている親の声

　教室に通ってから、人見知りが徐々になくなってきた気がします。家に帰ってくると真似をして一人で遊んでいたりして、レッスン１時間の間にいろいろなことを吸収してるなと感じます。
　家でもボールを使った返事のやりとりや、手遊びがお気に入りらしく、いつも歌を一緒に歌いながら遊びます。
　どうやって一緒に遊べばいいのか分からなかったですが、音楽があるだけで、いろいろな遊びができるんだと知ることができました。先生が生徒さんにしている姿を見て、少しでもできれば褒める、一緒に笑顔で過ごすこと、当たり前のことですがそれが大切だと気付かされ、常に心掛けるようにしています。

おすすめの童謡
さんぽ

走って止まって GO STOP!♪

その場で足踏みでもいいですよ

◇音楽をよく聞いて歩いてみましょう。
　音楽が止まったら止まります。
　ゆっくりな音楽はゆっくり、速い音楽は速くリズムに合わせて歩いてみましょう。

親子の関わり合いを大切に

　コロナウイルス感染症の影響でお家の中で過ごすことが増え、お子さんの機嫌も悪くなってしまって困っていませんか。
　子供は、親と触れ合うことで『安心感』を覚えます。リトミックはもちろん、絵本や折り紙などの普段の遊びの中でも笑顔を見せたり、手に触れたりと少し工夫してしましょう。遊びなどに積極的に関わってあげることで子供の気持ちも安定しやすくなります。遊び方はこうしなくてはいけないと決まっていないので、お子さんと様々な遊びに挑戦してみてください。
　また、子育てで悩んでいる親御さんには、地域子育て支援センター愛あいがどんなご相談に乗りますので、いつでもお問い合わせください。

地域子育て
支援センター愛あい
深瀬 佳那子
☎0739（22）9285

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市は、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「田辺市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しています。市民の皆さんの健康を守るため、国・県・関係機関と密接な連携を取りながら感染拡大防止に取り組んでいます。

市民の皆さんには、不要不急の外出は控え、密閉・密集・密接を避けていただくとともに、手洗いやうがい、咳エチケットなどの感染症対策に努めていただくようお願いします。

また、今後も市をはじめ関係機関が発信する情報や新聞、テレビ等のニュースなどの正確な情報に基づく冷静な対応をお願いします。

※プライバシーの保護には十分なご配慮をお願いします。

感染症対策へのご協力をお願いします

①手洗い　正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

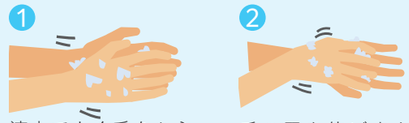

1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2 手の甲を伸ばすように洗います。

3 指先・爪の間を念入りにこすります。

4 指の間を洗います。

5 親指と手のひらをねじり洗いします。

6 手首も忘れずに洗います。

②咳（せき）エチケット　3つの咳（せき）エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

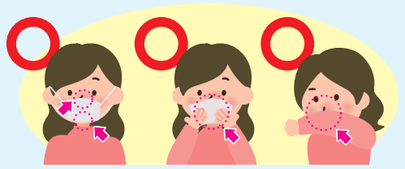

マスクを着用する（口・鼻を覆う）　ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う　袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を確実に覆う　2 ゴムひもを耳にかける　3 隙間がないように鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

出典：首相官邸 HP より

災害時の避難所における対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されています。こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。

市民の皆さんにおいては、梅雨・台風等による集中豪雨の多い時期を迎えるに当たり、避難する際には、以下の事項にご留意いただきますようお願いします。

◇避難所に避難する場合には、マスクを着用し避難所内では避難者それぞれのスペースを確保するとともに、十分な換気に努めるようにしてください。

◇避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家など安全と思われる場所への避難についても検討してください。

◇避難者は、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してください。

緊急経済対策までに今すぐできること【生活不安への対応策及び市の取組状況について】

市では、新型コロナウイルス感染症への対策として、現在下記の取組を行っています。お困りの方は、各問合せ先へご相談ください。

また、国の経済支援施策の最新情報については、経済産業省や厚生労働省のホームページをご覧ください。

◇経済産業省　□ https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html（新型コロナウイルス感染症関連）
◇厚生労働省　□ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html（新型コロナウイルス感染症について）

生活資金貸付・給付金について

●個人向け緊急小口資金等の特例貸付

【緊急小口資金】

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対する少額の費用の貸付け

◇貸付上限　10万円以内（条件により20万円以内）
◇据置期間　1年以内
◇償還期限　2年以内
◇貸付利子　無利子
◇保証人　不要

【総合支援資金（生活支援費）】

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付け

◇貸付上限　2人以上世帯で月20万円以内
　1人世帯で月15万円以内
◇貸付期間　原則3月以内
◇据置期間　1年以内
◇償還期限　10年以内
◇貸付利子　無利子
◇保証人　不要

申田辺市社会福祉協議会 地域福祉課（☎0739-24-8329）
問福祉課 庶務係（☎0739-26-4900）

●住居確保給付金

離職、休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に、原則3か月分の家賃を給付します。支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◇支給額　単身世帯：3万2,000円、2人世帯：3万8,000円、3～5人世帯：4万2,000円
◇支給期間　原則3か月（一定条件のもと延長可能）
◇支給方法　賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への直接支払い
◇保証人　不要
申問生活相談センター（☎0739-33-7641）

猶予について

●地方税の徴収の猶予等（国民健康保険税の徴収猶予）
●社会保険料の納付の猶予等（後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収猶予）
問保険課 収納係（☎0739-26-9965）

●地方税の徴収の猶予等（市税の納税猶予）
問納税推進室（☎0739-26-9922）

●排水処理施設使用料に関する相談
問環境課 生活排水係（☎0739-26-9927）

●市営住宅使用料の納付に関する相談
問建築課 市営住宅係（☎0739-26-9936）

●水道料金の納付に関する相談
問水道部 業務課 料金係（☎0739-24-0011）

令和２年国勢調査の調査員を募集します

問合せ　下記参照

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、５年ごとに行われます。

この国の未来のために、是非、国勢調査員としてあなたの力を貸してください。

なお、国勢調査員は、総務大臣から任命される非常勤の国家公務員となります。

■主な仕事内容

◇調査員説明会への参加
◇担当地域の確認
◇調査についての説明と調査書類の配布
◇調査票の回収
◇調査票の整理と提出

※調査で知り得た内容については秘密の保護が義務付けられます。

■要件

◇20歳以上の方
◇責任を持って調査に従事していただける方
◇調査上知りえたことなど、秘密を守れる方
◇警察官、選挙事務に直接関係がない方

■業務期間

８月中旬～10月中旬の予定

■報酬

１調査区（約50～70世帯）当たり４万円

※調査対象世帯数、金額等は目安です。

申申込書に必要事項を記入し、左記へ直接提出又は郵送、メール、ＦＡＸでお申し込みください。申込書は、左記で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。申込書の提出後、簡単な面接を行います。

問企画広報課 企画調整係（統計担当）

〒646-8545
田辺市新屋敷町１番地
☎0739（34）2782
FAX 0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/toukei/tyousain_bosyu.html

小規模事業者持続化補助金をご活用ください

問合せ　商工振興課 商工労政係　（☎0739-26-9970）

国の制度「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が販路開拓等に取り組む経費に対して、幅広い業種、用途で活用できます。

申請は、地域の商工会・商工会議所に関係書類を提出の上、必要書類の作成・交付を依頼する必要があります。事前に商工会・商工会議所にご相談ください。

■申請期間

◇**第２回締切**　６月５日㈮
◇**第３回締切**　10月２日㈮
◇**第４回締切**　令和３年２月５日㈮

また、市も同様に「田辺市小規模事業者持続化補助金制度」を設けています。国の制度の第１回（３月31日㈫に締切済）及び第２回申請受付で不採択となった市内の事業者で、改めて市に申請を行った事業者から審査により対象者を決定し、その経費の一部を支援します。国の制度において、不採択となった事業者には、商工会・商工会議所を通じて市から手続のご案内を行う予定です。

■補助対象者

	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	５名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	

■補助率・補助額等

	国の制度	市の制度
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費（補助対象経費総額の２分の１が上限）、委託費、外注費、車両購入費（市の買物弱者対策事業の場合に限る。）	
補助率・補助額	◇補助対象経費の３分の２以内 ◇補助上限額 50 万円 ※以下の場合、補助上限額 100 万円に引き上げ ①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者	◇補助対象経費の２分の１以内 ◇補助上限額 37.5 万円 ※以下の場合、補助上限額 75 万円に引き上げ ①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者 ②買い物弱者対策等の事業を行う事業者

田辺市への移住を支援します

問合せ　たなべ営業室 移住定住推進係　（☎0739-33-7714）

移住者のための空き家改修を補助します

【まちなか移住推進空き家活用事業補助金】

■対象地域

旧田辺市（秋津川・上野・長野・伏菟野を除く。）

■補助金額

空き家の改修に要する金額の３分の２（上限80万円）

【移住推進空き家改修支援事業費補助金】

■対象地域

旧田辺市のうち秋津川・上野・長野・伏菟野及び旧町村（龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町）

■補助金額

空き家の改修に要する金額から県補助金を除いた金額の２分の１（上限80万円）

※県補助金は、空き家の改修に要する金額の３分の２（上限80万円）

【共通事項】

■対象者

①又は②に該当する方

※居住する方が空き家の所有者の親族である場合は対象外

①対象地域に空き家を所有する方で、市の支援を受けて、空き家を県外から移住する方の居住用に活用する場合

②県外に住所を有する方で、市の支援を受けて対象地域に移住しようとする方

■対象事業

①又は②に該当する事業

※施工業者は市内事業者（移住推進空き家改修支援事業費補助金については、県内事業者も可）

①県外から市内に移住しようとする方を受け入れるため、空き家を改修して、県外移住予定者を居住させる事業

②対象地域に移住するために居住する空き家を借り受け又は購入し、当該空き家を改修して移住する事業

■注意

補助金を活用した物件は、事業完了の翌年度から起算して10年間当該補助事業の目的に従って、改修した空き家に居住し、又は県外から移住する方の居住用としなければなりません。

申申込方法等、詳しくは上記までお問い合わせください。

東京圏からの移住者に移住支援金を交付します

対次の①～③の全ての要件に該当する方

①次の条件の両方に該当する方
◇移住直前10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏に在住し、かつ東京23区内に通勤していた方
◇移住直前に連続して１年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏に在住し、かつ東京23区内に通勤していた方（東京23区内への通勤は、移住３か月前までを当該１年の起算日とすることができます。）

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。ただし、対象とならない地域があります。詳しくは、上記へお問い合わせください。

②和歌山県が、就職マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就職した方又は和歌山県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

③移住支援金の申請日から５年以上、継続して本市に居住する意思を有している方

■交付金額

◇２名以上の世帯　１００万円
◇単身者　60万円

申移住後、３か月以上１年以内（移住先で新規就職した方は、就職して３か月経過後）に所定の申請書に移住元の住民票の除票・東京23区内で勤務していた事業所の就業証明書等の必要書類を添えて、上記へ提出してください。申請書は上記で配布するほか、ホームページから取得できます。

□http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeeigyou/index.html

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ
～健診のお知らせ及び保険料率等の改定について～

問合せ　下記参照

高齢者健康チェック制度をご利用ください

後期高齢者医療制度の被保険者の健康管理をお手伝いするため、左表のとおり補助します。

※同一年度にいずれか一つの補助となります。

※下記の後期高齢者医療の健康診査との重複受診はできません。

申保険証、印鑑、後期高齢者医療制度の健康診査受診券、各種健診受診券をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ申請してください。

問保険課 医療係 ☎0739(26)9926

検査名	費用	自己負担額	補助上限額
人間ドック	37,700円	5,650円	32,050円
脳ドック	32,400円	4,860円	27,540円
人間ドック（脳検査付）	60,700円	9,100円	51,600円

※脳ドックは今年度から検査項目が増えています。（脳検査・血液検査・尿検査）

後期高齢者医療制度の健康診査を受けましょう

対象の方には、5月下旬に受診券をお送りします。

【医科健康診査】

対後期高齢者医療の被保険者

■健診項目

◇**基本項目**　問診、計測（身長・体重・BMI・血圧）、診察、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝）、尿検査、血清クレアチニン検査

◇**医師が必要と判断した方への追加項目**　貧血検査、心電図検査、眼底検査

※生活習慣病の治療等で定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

対令和2年3月末で75歳、80歳、85歳の方又は90歳以上の方

■健診項目　問診、口腔診断、口腔機能検査

【共通事項】

■実施期間　6月1日㈪～令和3年2月28日㈰

場受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

料自己負担なし

持保険証、受診券、受診票（問診票）

問和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073(428)6688

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

保険料率は、和歌山県後期高齢者医療広域連合により、県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

令和2年度保険料額の通知は、7月中頃に郵送します。

■和歌山県の令和2・3年度の保険料率（年間）

◇**均等割額**　5万3044円（改定前4万5812円）

◇**所得割率**　9.51%（改定前8.80%）

◇**保険料**　均等割額＋所得割額（100円未満切捨て）

◇**賦課限度額**　64万円（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、62万円から引き上げられました。）

※均等割の5割・2割軽減の対象は拡大されます。

■均等割軽減特例措置の見直し

世帯の所得が低い方に対しては、従前どおり均等割額の軽減制度があります。ただし、制度本来の軽減措置（均等割額を7割軽減）に上乗せをして行われている特例措置が見直され、段階的に制度本来の軽減割合に変更されます。（左図参照）

問◇保険課 保険税係 ☎0739(26)9965

◇和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073(428)6688

■変更となる均等割額の軽減割合

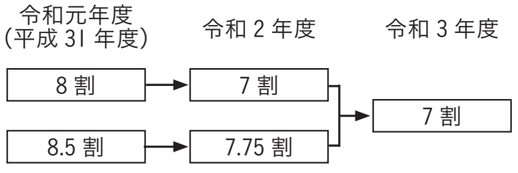

※世帯主及び同一世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額が33万円以下の世帯が対象です。

国民健康保険税率を改定します

問合せ　保険課 保険税係　（☎0739-26-9965）

国民健康保険（以下「国保」という。）は、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方などを対象とした医療保険制度です。

国保制度の安定化を図るため、平成30年4月からは都道府県単位で運営し、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金等」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行うこととなっています。

和歌山県内の一人当たり医療費は増加傾向にあり、本市はその中でも増加の割合が大きくなっています。主にそれらの要因によって県から市町村に割り振られる一人当たりの「国保事業費納付金等」が増加しているため、今年度は税率を改定します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。

国保の保険税額の通知は、7月中頃に郵送します。

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.7%	6.1%	2.0%	2.1%	1.7%	1.9%
資産割率	31.8%	24.9%	8.2%	6.1%	8.9%	6.8%
被保険者均等割額	23,300円	24,600円	8,100円	8,700円	11,500円	12,700円
世帯別平等割額	20,500円	21,200円	6,800円	7,300円	6,100円	6,700円

※災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますので、ご相談ください。

軽自動車税の減免制度をご利用ください

問合せ　税務課 庶務係　（☎0739-26-9919）

軽自動車税（種別割）には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両に対する減免等があります。

【身体障害者手帳等をお持ちの方に対する減免】

身体障害者手帳等（障害の程度によります。）をお持ちの方が所有する軽自動車等で、左記の①～③に該当する方が運転する場合です。

※身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。

対①当該身体障害者等本人
②当該身体障害者等と生計を一にする方
③当該身体障害者を常時介護する方（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）

※他にも条件等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

【身体障害者等が利用するために構造を変更した車両に対する減免】

車椅子（くるまいす）の昇降装置又は固定装置、浴槽を装備しているなど、その構造が専ら身体障害者等の利用のためのものと認められる場合です。

※車両に対する減免で、台数に制限はありません。

※所有者が法人の場合でも減免の対象となります。

【公益のために直接専用する車両に対する減免】

公益法人等が社会福祉法に定める社会福祉事業など、公益性の高い事業のために使用している場合です。

【減免申請の共通事項】

申減免を受けられるかどうかや手続に必要なもの等については、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の6月1日㈪までに、上記（本庁舎2階）又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で手続をしてください。なお、納税通知書は5月11日㈪から順次送付します。

介護保険低所得者保険料の軽減額が大きくなります

問合せ　やすらぎ対策課 介護保険係　（☎ 0739-26-4931）

65歳以上で低所得（第1段階～第3段階）の方の介護保険料が軽減されます。令和2年度については軽減の額が令和元年度（平成31年度）よりも大きくなります。

		令和元年度（平成31年度）		令和2年度	
段階	条件	料率	年額（円）	料率	年額（円）
1	市民税非課税世帯で老齢福祉年金又は生活保護を受給されている方、市民税非課税世帯で本人の収入等80万円以下の方	0.375（0.5）	2万9,600（3万9,400）	0.3（0.5）	2万3,700（3万9,400）
2	市民税非課税世帯で本人収入等120万円以下の方	0.625（0.75）	4万9,300（5万9,100）	0.5（0.75）	3万9,400（5万9,100）
3	市民税非課税世帯で本人収入等120万円超の方	0.725（0.75）	5万7,200（5万9,100）	0.7（0.75）	5万5,200（5万9,100）
4	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円以下の方	0.9	7万1,000	0.9	7万1,000
5	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円超の方	1.0	7万8,800	1.0	7万8,800
6	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が120万円未満の方	1.2	9万4,600	1.2	9万4,600
7	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が200万円未満の方	1.3	10万2,500	1.3	10万2,500
8	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が300万円未満の方	1.5	11万8,300	1.5	11万8,300
9	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が300万円以上の方	1.7	13万4,000	1.7	13万4,000

1～3段階については、低所得者保険料軽減繰入金の繰入後の保険料及び保険料率で、（）内は軽減前の保険料及び保険料率になっています。

※平成30年度から介護保険料段階を判定する基準のうち、「合計所得金額」については「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」になっています。

仲間とスポーツしませんか！ 田辺市スポーツ少年団員を募集します

問合せ　下記参照

スポーツ少年団とは指導資格を有する指導者2名以上と団員10名以上で組織され、青少年の健全育成を目的とした団体です。

スポーツ少年団は、多様なスポーツを通して、健康な「体」と「心」を養うことを目的として活動を続けています。

団員募集は31団体あり、競技と団体名は次のとおりです。

◇**合気道**
合気道田辺道場
◇**空手道**
田辺空手クラブ、田辺元町空手、熊野塾
◇**剣道**
建武館、三栖剣友会
◇**柔道**
練心館、大塔柔道会
◇**少林寺拳法**
田辺東少林寺拳法クラブ、田辺西少林寺拳法クラブ
◇**体操競技**
田辺ジュニア体操クラブ
◇**陸上**
田辺ＡＣ
◇**サッカー**
南紀ジュニア、牟婁フットボールクラブ、プログレスＦＣナンキ
◇**テニス**
田辺ジュニアテニス
◇**ソフトテニス**
田辺ＳＴＣ
◇**ラグビー**
梅干ジュニアクラブ
◇**軟式野球**
田辺剛健、鮎川少年野球クラブ、新二ボーイズ、新庄少年野球クラブ、龍神少年野球クラブ
◇**バレーボール**
田辺ＮＶＣ、キッズ・エンジェル、キッズ・ファイターズ（男子・女子）、龍神ジュニアバレーボールクラブ、中辺路ジュニアバレーボールクラブ
◇**ミニバスケットボール**
田辺ミニバスケットボールクラブ、新庄ミニバスケットボールクラブ、うさカメ団スポーツ少年団事務局（田辺スポーツパーク管理事務所内）
☎０７３９（２５）２５３１

障害者用駐車場の利用マナーを守りましょう

問合せ　障害福祉室　（☎ 0739-26-4902）

▲障害者用駐車場の場合

▲通常幅の駐車場の場合

■障害者用駐車場とは

車椅子を利用する方や杖を使う方等、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のために設けられた専用区画のことです。

公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの方が利用する施設に整備されています。

■どうして障害者用駐車場が必要なのか

車椅子のドライバーは、自動車から乗り降りするのに車のドアを全開にする必要があります。

通常幅（2．5メートル幅の場合が多い。）の駐車場で隣に車があると、ドアを全開にできず、車椅子のドライバーや車椅子を利用する方は、乗り降りできなくなります。

このため、障害者用駐車場は、駐車区画の幅が3．5メートルと通常よりも幅が広くなっています。（左写真参照）

■必要な方のために障害者用駐車場を空けておこう

障害者用駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できないことがあります。

必要のない方は、障害者用駐車場に駐車しないようご理解とご協力をお願いします。

地域保健福祉推進補助金を交付します

民間団体が高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助します。

※国、県、市の他の補助金の対象となる事業は除きます。

■**補助金額**　事業の運営に要する費用を対象とし、施設建設等に要する費用は対象外とします。1事業につき100万円を上限とし、交付期間は3年を限度とします。

※予算の都合上、全額を補助できない場合があります。

申所定の申込書等を6月30日㈫までに左記へ提出してください。申込書等は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

問福祉課 庶務係（市民総合センター2階）

☎0739（26）4900

□ http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html

戦没者等のご遺族の皆さんへ ー特別弔慰金が支給されますー

内戦没者等のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

対支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族で、弔慰金の受給権者・戦没者等の子・兄弟姉妹などで順位の優先されるご遺族一人です。

申令和5年3月31日まで

問◇福祉課 庶務係（市民総合センター2階）

☎0739（26）4900

◇各行政局 住民福祉課

19ページ参照

高齢者福祉計画策定委員会 一般公募委員を募集します

市の高齢者福祉及び介護保険事業に関する計画について審議していただく委員を募集します。

対◇市内在住の20歳以上の方で、数回開催される委員会に出席できる方

◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

定2名

■**任期**　令和5年3月31日まで

申5月29日㈮［必着］までに、「田辺市の高齢者福祉・介護保険事業の推進について」をテーマにした800字程度の小論文に、略歴（氏名・年齢・性別・住所・電話番号・職業）を添えて、下記へ直接お持ちいただくか郵送でお申し込みください。

問◇やすらぎ対策課 高齢福祉係 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739（26）4910

◇各行政局 住民福祉課

19ページ参照

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を募集します

世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動に対して支援します。

■**応募資格**　田辺市及びみなべ町に活動拠点のある組織・グループ

■**対象事業**　世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動

■**事業実施期間**　補助金交付決定日～令和3年2月28日㈰

申5月11日㈪～22日㈮17時［必着］に梅振興室（市役所別館2階）へ必要書類を提出してください。申請書類は、梅振興室で配布するほか、「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトから取得できます。

問「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」事務局（みなべ町うめ課内）

☎0739（33）9310

□ https://www.giahs-minabetanabe.jp/

子育て支援セミナーの受講者とサポート会員を募集します ※開催について（19ページへ）

ファミリーサポートセンター事業は、子育てサポートをしてほしい方の要望に応じて、お手伝いできる方（サポート会員）を紹介し、一時的にお子さんを預かる（送迎も含む。）子育て支援システムです。サポート会員として活動をするためには、子育て支援セミナーの受講が必要となりますので、子育てを応援していただける方のご参加をお待ちしています。

日6月1日㈪～5日㈮

時10時～16時

場万呂コミュニティセンター3階「集会室」

内身近な物を使って遊ぶアイデア、子供の食事、看護、栄養、事故予防などです。1つの講座からでも受講可です。

申5月27日㈬まで

※託児は5月25日㈪までに先着3名（全講座受講者を優先します。）

問田辺市ファミリー・サポート・センターきっずぱーく

☎0739（26）5486

漁業就業体験（弟子入り体験）を実施します

漁業を職業として地域に定着しようとする方へ機会を提供し、市内において漁業の担い手として定着・就業していただくために実施します。

内漁船に同乗し、漁の準備から後片づけまでを研修（体験）します。乗船研修は最大3日間まで可能です。

対原則として15歳以上50歳未満の方（未成年の場合は保護者の同意が必要）

料無料。ただし、体験者の居住地から現地までの交通費、滞在費及び漁業就業体験における保険料等は体験者が自ら負担する必要があります。

持着替え・タオル・雨具・長靴・軍手・弁当・飲物 等

申ご希望の方は左記へ申込書、履歴書等を提出してください。

問水産課 水産係

☎0739（26）9932

各種生ごみ処理機器の購入費を一部補助します

■**交付要件**　市に住民票のある世帯の世帯主が、市内の販売店で処理機器を購入し（通信販売やネット販売は対象外）、市内に設置すること。

■**補助対象機器**　密閉式バケツ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機

■**補助金額**　本体価格（購入価格から消費税及び配達料等を除く額）の2分の1以内で上限は2万円（100円未満は切捨て）

■**補助対象個数**　1世帯につき1基（ただし、予算の範囲内で先着順）

問処理機器を購入する前に指定の申請書に必要事項をご記入の上、令和3年3月中頃までに、左記へ提出してください。申請書は、玄関受付係（本庁舎2階）、健康増進課（市民総合センター2階）、各行政局、各連絡所（万呂、ひがし、三栖コミュニティセンターを含む。）、廃棄物処理課（市ごみ処理場）、水道事業所で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申廃棄物処理課 廃棄物対策係 〒646-0053 元町2291-6

☎0739（24）6218

□ http://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/recycle/namagomi.html

住宅耐震診断等の補助をします

対次の要件を満たす木造住宅、非木造住宅にお住まいの方

◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）

◇2階建以下

◇延べ面積200㎡以下

◇専用住宅・併用住宅

※木造住宅の耐震診断費用は無料。

■**補助金額**

◇**非木造住宅耐震診断補助金**
上限8万9000円

◇**耐震改修工事補助金（現地建替え含む。）**
上限1166万6000円
　改修着手前に申請が必要です。また、補助申請後、工事を完了しない限り補助金は交付されません。

◇**耐震シェルター・耐震ベッドの補助金**
上限26万6000円
※令和3年3月1日㈪までに事業が完了すること

■**募集件数［先着］**

◇**耐震診断**　200件

◇**耐震改修工事補助（現地建替え含む。）**　50件

◇**耐震シェルター・耐震ベッドの補助**　2件
　募集件数は、予算の都合により増減する場合があります。

申申込書にご記入の上、左記までお持ちください。申込書は、左記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

問建築課 建築係（社会福祉センター1階）

☎0739（26）9935

□ http://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html

事業者の皆さんの『よろず』相談をお受けします ※現在は、電話対応のみ

日毎月第2・4㈫（㊗、年末年始を除く。）

時9時30分～17時15分

場西牟婁振興局

内「よろず支援拠点」は国が全国に設置する無料の経営相談所です。事業者の皆さんに売上拡大・経営改善等のお悩みをお気軽にご相談いただけるよう、定期的に出張相談会を開催しています。

問和歌山県よろず支援拠点（公益財団法人わかやま産業振興財団内）

☎073（433）3100

□ https://yorozu-wakayama.jimdofree.com/ 出張相談会/

国民健康保険の特定健康診査（特定健診）及び健康チェック補助金をご利用ください

受診方法等の詳細は、4月中旬に送付の「田辺市検診のお知らせ」をご覧ください。

【特定健診】

■**期間** 令和3年1月31日㈰まで

内 身体計測・血液検査・心電図等、生活習慣病予防に着目した健康診査

対 40歳～74歳の田辺市国保被保険者

※対象者には、受診券を交付します。

【健康チェック補助金】

■**期間** 令和3年3月31日㈬まで

内 国保人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査

※申込み及び受診の予約は必要です。

対 16歳～74歳の田辺市国保被保険者

料 自己負担あり

申 保険証・印鑑、40歳以上の方は特定健康診査受診券と各種検診受診券をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請してください。

※脳検査の補助は、同一年度に特定健診又は国保人間ドックの受診者に限ります。

問 保険課 庶務係（本庁舎2階）

☎0739（26）9924

おたふくかぜワクチンの接種を助成します

内 1人1回の接種費用を助成（自己負担金2000円が必要）

※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も助成対象です。

対 1歳以上7歳未満の小学校就学前の市民（ただし、既におたふくかぜに罹患したことがある方は、接種対象となりません。）

助成を希望される方は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へお問い合わせください。

問 健康増進課 母子保健係

☎0739（26）4901

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種を実施します

内 平成25年4月から定期接種となっています。

接種を希望される方には、窓口で依頼書を発行しますので、ご連絡ください。

対 市内に住民票のある中学1年生～高校1年生相当の女子

問 健康増進課 母子保健係

☎0739（26）4901

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施します

内 対象の方が、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を希望された場合、市から助成がありますので左記の自己負担金のみで接種することができます。ただし、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種された方は対象となりません。

■**接種期限** 令和3年3月31日㈬まで

対 ◇次表に該当する市民及び心臓や腎臓などの機能障害を有する60歳以上65歳未満の方

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日

■**自己負担金** 3000円。ただし、生活保護受給者の方は、福祉課で発行する証明書をお持ちいただければ無料となります。

実施医療機関等は、ホームページにも掲載しています。

問 ◇健康増進課 健康管理係

☎0739（26）4901

◇各行政局 住民福祉課 19ページ参照

□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/infuru.html

「国民健康保険 医療費のお知らせ」を送付します

国保に加入している世帯に実際にかかった医療費と健康に対する認識を深めていただくために、年に6回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

このお知らせは、受診された医療機関等からの請求に基づき、支払が行われた分について作成しています。

また、医療費控除の申請手続で医療費の明細書として使用することができますので、大切に保管してください。なお、再発行できますが、日数がかかりますので、お早目にお申し出ください。

第1回目の発送は、5月中旬を予定しています。

問 保険課 庶務係

☎0739（26）9924

成年被後見人の印鑑登録手続のご案内

成年被後見人における印鑑登録が可能となりました。

■**手続** 成年後見人及び成年被後見人が2人で来庁してください。

持 ◇成年後見人の登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）◇成年後見人及び当該成年被後見人の本人確認書類（写真付きの官公庁発行のもの）◇登録する印鑑

※成年被後見人の写真付本人確認がない場合は、照会書対応になります。

問 ◇市民課 窓口係

☎0739（26）9923

◇各行政局 住民福祉課 19ページ参照

被害者支援無料相談を実施します ※開催について（19ページへ）

犯罪や交通事故、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害者や家族等からの電話・面接による相談を実施します。

日時 5月30日㈯ 10時～16時

場 市民総合センター2階「相談室」

■**相談電話【当日のみ開設】**

☎0739（23）5870

■**面接相談** 当日もお受けしますが、できるだけ前日までにご予約ください。

問 公益社団法人 紀の国被害者支援センター

☎073（427）1000

□ http://wakayama-kvsc.jp/

消費者啓発の講座開催にご活用ください ※開催について（19ページへ）

消費者トラブルを未然に防ぐため、専門の講師を無料で派遣しています。老人クラブや自治会等の会議や研修会のプログラムとして、是非ご活用ください。

内 ◇最近の消費者被害とその対策 ◇振り込め詐欺に注意 等

申 左記へ電話でお申し込みください。日程や場所、講座内容は相談に応じます。

問 自治振興課 市民生活係

☎0739（26）9911

第31回田辺市スポーツ奨励賞が贈られました

全国規模のスポーツ大会に出場し、優秀な成績を収めた方にスポーツ奨励賞が贈られました。（敬称略）

【個人の部】

■**陸上** 横堀 雅孝、鈴木 杏奈、晄 眞空

■**カヌー** 野久保 翔万、小林 実央、岩瀬 智哉

【団体の部】

■**田辺高等学校 新体操部（女子）** 若勇 歌乃葉、浦 ひかり、垣本 真子、丸山 幸恵

■**田辺高等学校 ワンダーフォーゲル部（女子）** 中道 香澄、尾花 仁美、坂本 麗奈、小澤 碧

■**田辺高等学校 ワンダーフォーゲル部（男子）** 小田 遥也、本松 伯

■**田辺高等学校 ホッケー部（男子）** 岡 俊、上地 宏季、野田 晴生、下滝 健登、上續 雄大、谷口 優心、青木 都倭

■**田辺カヌースプリントクラブ** 谷地 あい、池口 友望、砂野 琉唯

■**神島高等学校 弓道部（男子）** 植野 海音、松實 大樹、森本 光

■**田辺工業高等学校 体操競技部（男子）** 中 開紀、石関 睦輝、中 心太朗、上村 啓介、林 聖人

■**熊野高等学校 空手道部（女子）** 阪本 莉寧、古川 陽向、古川 真陽、横山 詩歩

■**熊野高等学校 空手道部（男子）** 藪中 蓮、新谷 浩輝

※スポーツ賞については、広報田辺4月号に掲載しています。

問 スポーツ振興課 市民スポーツ係

☎0739（25）2531

水を大切に使いましょう

■暮らしに欠かせない水
6月1日～7日は水道週間です。暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。
これからの季節は水の使用量が増え、7月から8月が最も多くなります。水を大切に使うために、身近にできることから、あなたも始めてみましょう。

■漏水に注意しましょう
もしご家庭の水道設備で漏水が発生した場合、漏水分の料金は利用されている方のご負担となります。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水している可能性があります。
漏水を発見した場合は、田辺市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

■水道の修繕等について
市では、家庭内の水道の修繕を行っておりません。こういった修繕や水道の新増設等の工事は、田辺市指定給水装置工事事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。

■消火栓の使用等による濁り水について
消火栓の使用や水道管破裂による漏水などがあると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになりますが、きれいにならないときは、左記へご連絡ください。
問水道部
☎0739（24）0011
※時間外
☎0739（24）7920
http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html

新庁舎基本設計のコンセプト「命をつなぐ災害に強い庁舎」

新庁舎は、地震災害発生直後から災害対応業務並びに、市民サービス等の業務継続が重要であるため、免震構造の建物とします。
建物の構造には、主に「耐震」と「免震」があり、地震発生時には、大きな違いが生じます。
「耐震」は、建物は倒壊しないが内部の揺れを抑えることができないつくりで、「免震」は、建物に揺れを伝えないつくりです。免震構造とすることにより、建物内の家具の転倒や情報端末の破損を抑制し、地震後も庁舎機能を維持することができます。
問新庁舎整備室
☎0739（34）3336

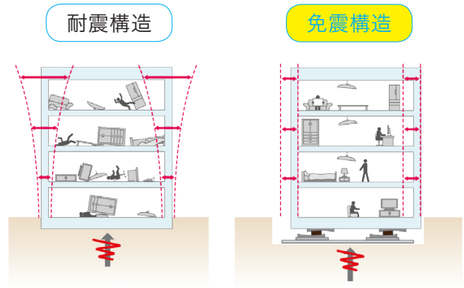

避難行動要支援者名簿作成に伴う訪問調査を中止します

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。
毎年、名簿の作成のために5月から9月にかけて民生委員・児童委員が対象となる方のお宅を訪問していますが、今年度は新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、訪問調査を中止します。
問福祉課 庶務係
☎0739（26）4900

第30回南方熊楠賞授賞式の開催を延期します

5月9日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となりました。現在、秋以降の開催に向けて調整しており、日程が決まり次第お知らせします。
問南方熊楠顕彰館
☎0739（26）9909

第28回文協フェスティバルを中止します

5月16日、17日（展示部門）及び5月24日、31日（舞台部門）に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。
問文化振興課 文化振興係
☎0739（26）9943

工業統計調査のご回答をお願いします

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、6月1日㈪を基準日として工業統計調査を実施します。本調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な統計調査です。
なお、調査内容については、統計法に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外に使用されることはありません。
問企画広報課 企画調整係（統計担当）
☎0739（34）2782

ごみ収集カレンダーは届きましたか？

「ごみ収集カレンダー」を3月上旬に広報田辺と一緒に配布しました。ご自宅に届いていない場合は、次の場所でお渡ししています。
■配布先 玄関受付係（本庁舎2階）、健康増進課（市民総合センター2階）、各行政局、各連絡所（万呂・ひがし・三栖コミュニティセンターを含む。）、廃棄物処理課（市ごみ処理場）、水道事業所
問廃棄物処理課 施設業務係
☎0739（24）6218

花とみどりいっぱい運動助成事業をご活用ください

内市民グループが土地所有者の承諾を得て、空地等に花苗をボランティアで植える場合に、1団体につき6万円相当分を上限に花苗を差し上げます。事前に申請書等の提出が必要となりますので、詳しくは左記まで、お問い合わせください。
■募集団体数 60団体
問管理課 公園係
☎0739（26）9966

※新型コロナウイルス感染症の影響による対応について
情報ボックス（14～19ページ）に掲載している各イベントや講座などは、感染症の状況により、開催しない場合や延期となる場合がありますので、ご了承ください。
開催の有無等が分からない場合は、各担当課へご連絡ください。

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300㈹ FAX0739-22-5310
■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900㈹ FAX0739-26-4914
■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111㈹ FAX0739-78-0116
■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500㈹ FAX0739-64-0966
■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301㈹ FAX0739-49-0359
■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070㈹ FAX0735-42-0239
■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011㈹ FAX0739-24-7910
■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218㈹ FAX0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
■救急安心センター ☎#7119
※#7119につながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
内内科、小児科系、歯科の応急診療
日時㊡㊗ 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、㊏18時～21時30分も診療を行っています。）
問☎0739-26-4909

モバイル用ホームページ
防災行政メール等
全国版救急受診ガイド「Q助」

市の人口
（令和2年3月末現在）

		前月比	3月の出生
男	34,183人	(-119)	11人
女	38,378人	(-160)	16人
計	72,561人	(-279)	27人
世帯	35,128世帯	(-5)	

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着８名。相談日の11時までに要予約。※5/25は先着４名）	5/11㊊（5/ 8～）・村上弁護士 5/18㊊（5/12～）・倉谷弁護士 5/25㊊（5/19～）・岡田弁護士※ 6/ 1㊊（5/26～）・山本弁護士 6/ 8㊊（6/ 2～）・中松弁護士 6/15㊊（6/ 9～）・木戸弁護士	14時～16時のうち、1人15分間（※5/25は14時30分～15時30分）	社会福祉センター3階「相談室」 （本庁舎東隣３階） ※5/25は本宮行政局	自治振興課 市民生活係 （本庁舎３階） ☎0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～17時15分	右記	
行政相談	5/26㊋・岡本美彦	13時～15時	社会福祉センター3階「相談室」	
	5/26㊋・折戸冨子	13時～15時	本宮行政局	
	5/27㊌・佐田俊知	13時30分～15時	大塔行政局	
	6/ 5㊎・森本篤	13時30分～15時30分	龍神行政局	
消費生活相談	㊊㊋㊍㊎・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係（本庁舎３階） ◇相談専用　☎0739-34-2460 消費者ホットライン　☎188	
人権・登記・相続相談 （登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可）	①5/12㊋・人権擁護委員、法務局職員 ②6/ 1㊊・人権擁護委員（人権相談のみ） ③6/ 5㊎・人権擁護委員、法務局職員	13時30分～15時30分 ※受付は15時まで	①中辺路行政局 ②市民総合センター4階「会議室」 ③龍神行政局	法務局 田辺支局 （文里一丁目11-9） ☎0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	◇相談専用　☎0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8時30分～17時	生活相談センター（市民総合センター1階） ☎0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～17時15分	地域子育て支援センター愛あい （もとまち保育所内）☎0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8時30分～17時	家庭児童相談室（市民総合センター1階） ☎0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 （市民総合センター1階） ☎0739-26-9906 ※認知症については、第1㊌10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可 （5月は第2㊌になります）	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8時30分～17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎0739-26-4901 ◇相談専用　☎0739-26-4933 ✉shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊍は助産師による相談可	8時30分～17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 （市民総合センター２階） ◇相談専用　☎0739-33-7115 ✉kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9時～16時	◇相談専用　☎0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所（本庁舎北隣２階） ☎0739-25-1511	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	㊊㊌㊍㊎	9時～16時	国際交流センター　☎0739-33-9019	

※新型コロナウイルス感染症の状況により、予定を変更する可能性があります。

親子健康カレンダー

※新型コロナウイルス感染症予防のため、母子保健の健診・相談、マタニティスクール等の教室は中止します。健診・相談については、予定が立ち次第、個別にお知らせします。
問健康増進課母子保健係（☎0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎19ページ参照）までお問い合わせください。

5月の納税等

■市県民税 給与特別徴収…4月徴収分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【生涯学習センター】
■貸室　10室
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）
時令和2年8月分は6/1㊊から予約可
問生涯学習課 公民館係
☎0739-26-4925
※新型コロナウイルス感染症の状況により、貸出しを休止する可能性があります。

編集後記

4月から広報担当になりましたうえむーです▼初取材は幼稚園の入園式でした▼元気あふれる園児の笑顔が印象的でした▼読者を笑顔にできる記事を書いていきたいと思います（うえむー）

有料広告　広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

有料広告
2枠連結（縦46mm × 横174mm）

有料広告
2枠連結（縦46mm × 横174mm）

たなべスマイル

玉置 直樹 さん

龍神村西
龍神村商工会青年部長

青年部に加入したのは平成24年。私が青年部長になって今年で6年目になります。私が青年部に加入した当時は、部員数はわずか7人で、この少数では独自のイベントを開催することもままならない状況でした。

若い世代に声を掛け続け、部員数は徐々に増えていき、平成27年には念願だった青年部主催イベント『どらごん縁日』を開催できるまでになりました。部員にはとても感謝していますし、何より来てくれた方々が喜んでくれているのはとても励みになっています。また、昨年には商工会青年部全国大会の「人づくり部門」で、これまで取り組んできた事業や功績が評価され、近畿1位という結果を得ることができました。

今年度はまた新しい事業を考えていますし、地域清掃活動や献血活動をはじめ、これからも地域を盛り上げられるように青年部活動を積極的に頑張っていきたいと思います。

ポールのたなべ穴場めぐり

国際交流員のポール・フィンです。「ポール」と気軽に呼んでください。このコーナーでは、私が市内各地の穴場を巡り、見たもの・経験したことを皆さんにお伝えしていきます！

第9回　Patience is a virtue

田辺に来る5年ほど前、東京に短期間住んでいました。東京は美しいですが、生活のペースが非常に速いので、ストレスが多いです。現在、田辺に住んで、ゆっくりと気長に生活できていることは素晴らしいと思います。今回は、本宮の吉水さんにお会いしました。彼は、『立木染（たちきぞめ）』を通して「気長に待つことは美徳である（patience is a virtue）」ということを示してくれている人だと思います。

立木染では、染料を根元の方に加えることで木を染めます。人が口や鼻で呼吸するように、太陽の光が葉に当たることで呼吸をし、根から栄養素と染料も一緒に吸い上げて、木の色がどんどん内側から変わっていくのです。ただ完成するまで大変な期間がかかるので気長に待つ必要があります。そうしてできた吉水さんの製品は魅力がいろいろあり、いずれは間伐されて捨てられてしまうような木を使っているので、環境にも優しいです。彼のような地元の起業家や熟達した芸術家を支援し、敬意を表することは重要だと思います。

備えて安心！防災コラム

第72回　防災まち歩き

もし、大きな災害に遭遇したとき、一体どこに避難すればよいのか、皆さんはご存じですか？ いざというときに慌てないように、自宅や働いている場所の近くにある避難場所と安全な避難経路を、しっかり確認しておきましょう。

避難場所は、市のホームページや、配布しているハザードマップなどで、あらかじめ位置を確認しておくことが大切です。ただし、避難経路に危険な場所があると、たどり着くことが困難になることもあります。そうならないため、避難場所と同時に避難経路についても事前に確認しておく必要があります。

地域を実際に歩いてみることにより、避難場所までかかる時間が分かるだけでなく、その際に、周囲に目を配っておくことで、避難経路として危険な場所なども確認することができます。例えば、道幅の狭いところ、古い建物やブロック塀、崖、落石のおそれがあるところ、河川などを確認しておくようにしましょう。

また、避難経路は、いくつか想定しておくことも大切です。普段の散歩やウォーキングのコースに、避難場所まで実際に歩いてみる「防災まち歩き」を取り入れてみてはいかがでしょうか。

いきいき！健康な身体づくり

高齢者として気を付けたいポイント

新型コロナウイルス感染症の影響で、外出する機会が減り、体を動かすことが少なくなっていませんか？ まずは1日10分、ちょっとした工夫や心掛けで運動不足を解消しましょう。

■座っている時間を減らしましょう

テレビのコマーシャル中にストレッチや足踏みを行うなど、ちょっとした時間を利用して身体を動かしてみましょう。窓拭きや風呂掃除など、普段よりこまめに掃除をしてみるのもいいですね。

■筋肉を維持しましょう

ラジオ体操のような自宅でできる運動でも、筋肉のお衰え予防に役立ちます。スクワットなどの筋力トレーニングも有効です。

■日の当たるところで軽めの運動を！

人混みを避け、一人や限られた人数で散歩するのもいいでしょう。ご自身の体力と相談しながら、普段より少し大股、早歩きで歩くことで運動量もアップします。

屋外など解放された場所で身体を動かすことは、気分転換にもつながります。

帰宅後は、手洗い・うがいを忘れずに行いましょう。

我が家の愛ドル ～5月生まれ～

岩本　真尋（まひろ）ちゃん（3歳）
3歳のお誕生日おめでとう！
これからも明るく優しい真尋でいてね。

生駒　茉叶（まかな）ちゃん（1歳）
元気いっぱいのまかちゃん、1歳おめでとう♡
毎日たくさんの笑いと幸せをありがとう！
ゆっくり大きくなってね。

中村　美咲紀（みさき）ちゃん(2歳)
みーちゃん2歳のお誕生日おめでとう！！
いつも笑顔で元気いっぱい育ってね。

北本　百空渚（もあな）ちゃん(1歳)
もあくん。
お誕生日おめでとう♡
太平洋のように心の広い子に育ってね！

濱口　然（ぜん）ちゃん（1歳）
1歳のお誕生日おめでとう♡
これからもお兄ちゃんといっぱい仲良く遊んで元気に大きくなってね♡

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント（50字まで）を添えてください。6月生まれのお子さんの締切りは、5月11日㈪です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先　〒646-8545 新屋敷町1
企画広報課 広聴広報係　✉kikaku@city.tanabe.lg.jp

すくすく子育てクラブ

第81回　赤ちゃんとの遊び

健康増進課
母子保健係
谷口　阿佐美

赤ちゃんの遊びは心や体、言葉を育てる上でとても大切です。

◇ねんねの頃
視力はまだ未発達ですが、音や光は感じています。色のはっきりしたガラガラ等を動かしてあげると音や動きを楽しみます。全身をさすってスキンシップをとってあげましょう。

◇寝返りの頃
軽くて動かすと音の出るおもちゃを自分で動かして遊べるようになります。歌や音楽に合わせて両足を交互に動かしてあげるなどのスキンシップ遊びもお勧めです。

◇お座りの頃
体の使い方を覚える時期です。お座りでボールを転がしてキャッチする遊び等が楽しめます。いないいないばあや新聞紙を破るといった遊びもお勧めです。

◇つかまり立ちの頃
積み木やお人形などで大人とのやりとり遊びをすることで言葉を覚えていきます。また、安全管理に気を付けながら、大人の足の甲に赤ちゃんを立たせて歩いたり、大人の背中に乗せてあげるなども喜んでくれます。

図書館へ行こう

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー

※新型コロナウイルス感染症対策のため、5月開催予定のイベント（おはなし会・おはなしタイム・ひよこタイム・こぐまタイム）は中止します。

司書のおすすめ！ 新着図書

平泉を掘る　平泉の文化史①
著／及川　司
発行／吉川弘文館
平泉文化の最新の研究成果について、歴史と考古と美術の諸分野を関連付けて幅広く紹介する。

かいくんとセラピー犬バディ
著／井上　こみち
発行／国土社
かいくんは犬のバディと一緒に、施設や病院を訪問する「セラピーボランティア活動」を続けている。かいくんとバディの活動ぶりを紹介する。

ひとことコラム

どうしてゴールデン・ウィークと呼ぶのかご存じでしょうか。昭和26年の映画『自由学校』の4・5月興行が正月映画やお盆映画の興行を大きく上回り、当時の映画関係者が、この時期をゴールデン・ウィークと呼んだことが始まりとされています。（雄）

休館日
本館＝毎週㈪（㊗を除く。）、5/7㈭（祝日振替）、5/28㈭（整理日）
龍神分室＝第1・3・5㈯㊡
中辺路分室＝毎週㊡
大塔分室＝第1・2・3・5㈯、毎週㊡
本宮分室＝毎週㈯㊡

開館時間
本館＝㈫～㈯9時30分～19時30分
㊡・㊗9時30分～18時
分室＝9時～17時
※龍神分室は、㈫～㈮20時まで時間延長あり。中辺路分室は、㈯のみ16時45分まで。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、5月6日㈬まで本館、分館を臨時休館とし、移動図書館の巡回を中止します。また、今後の状況により休館の延長が行われる場合があります。
詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
問市立図書館　☎0739-22-0697　http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html

田辺湾・白浜を一望 熊野古道 潮見峠越

3月29日㊊、語り部の会熊野古道中辺路が主催の『桜の花見と古道ウォーク』が開催されました。長尾坂から出発し、一里塚跡や水呑峠を通り、桜の名所としても知られる古道沿いの休憩施設『ひるね茶屋』でお弁当を食べました。午後は、安珍清姫伝説が残る捻木の杉、潮見峠を越え滝尻茶屋まで歩きました。

参加された女性は「とにかく眺めが良かった。長野から中辺路まで歩いてこられるというのもびっくりしました」と話してくれました。

3月27日㊏、昨年7月下旬から斜面崩壊により通行止めになっていた県道田辺龍神線への仮設道路の取り付け工事が完了し、通行可能となりました。

4月4日㊏・5日㊐、新庄総合公園でNPO花つぼみが花まつりを開催しました。チューリップやパンジー、ビオラなど、たくさんの花が咲き誇り、来場者は春の訪れを楽しんでいました。

笑顔が彩るまちのたより
みんなの彩時記

色んな生き物を発見！ 元島での自然観察教室

3月29日㊐、天神崎の元島で自然観察教室『海辺の生き物』が開催されました。

参加者は、ふるさと自然公園センターの専門員に探し方のコツや生き物の種類・特徴などを教わりながら磯を探し、貝やヤドカリ、カニだけでなく、ヒトデや鱧（はも）等の珍しい生き物も見付けることができました。

子供だけでなく、大人も童心に帰ったように時折歓声を上げながら海の自然を満喫していました。

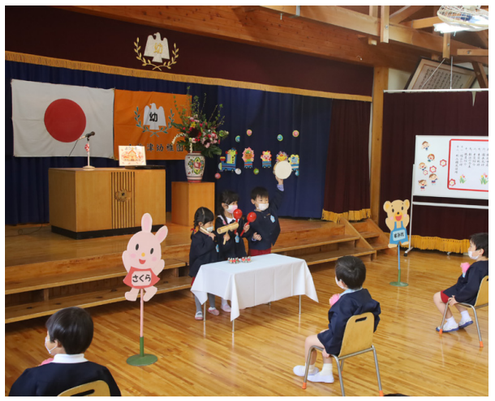

4月10日㊎、上秋津幼稚園でコロナ対策のため規模を縮小して入園式が行われました。在園児からの歌のプレゼントもあり、最初は緊張していた園児も最後は笑顔になっていました。

3月21日㊏～4月5日㊐、動鳴気峡で夜桜ライトアップが行われました。訪れた方は、岩口池に桜が映る幻想的な風景を眺めたり、写真に収めたりしていました。